

令和7年1月31日

長崎市長 鈴木史朗 様

長崎市景観審議会

会長 片山 健介



長崎市景観条例 25 条第 1 項第 5 号の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年1月24日付長景推第206号で諮問のあった「長崎スタジアムシティにおける基準に適合しない広告物に対する屋外広告物条例第18条第2項による市長の特例許可について」は、令和7年1月24日開催の第12回長崎市景観審議会において審議の結果、原案について異議がないことを答申します。